

○農林省令第十七号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和五十三年三月二十七日

農林大臣 中川 一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 港

- 剱路港、苫小牧港、室蘭港、函館港、小樽港、留萌港、青森港、八戸港、宮古港、大船渡港、石巻港、塩釜港、秋田船川港、酒田港、小名浜港、日立港、鹿島港、千葉港、京浜港、横須賀港、直江津港、新潟港、伏木富山港、七尾港、金沢港、内浦港、敦賀港、田子の浦港、清水港、御前崎港、豊橋港、蒲郡港、衣浦港、名古屋港、四日市港、舞鶴港、阪南港、大阪港、尼崎港、神戸港、姫路港、田辺港、和歌山下津港、境港、浜田港、宇野港、水島港、尾道

二 飛行場

- 新東京国際空港、東京国際空港、新潟空港、名古屋空港、大阪国際空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港、嘉手納飛行場

第六條第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 津港、福山港、三田尻中岡港、丸亀港、宇和島港

- 二 紋別港、網走港、稚内港、能代港、木更津港、柏崎港、竹原港、徳山下松港、三田尻中岡港、山口港、萩港、丸亀港、宇和島港、三島川之江港、水俣港、油津港、運天港

附則

この省令は、昭和五十三年三月三十日から施行する。